各都道府県担当部長 殿

農林水産省食料産業局総務課長 農林水産省食料産業局輸出促進グループ長

韓国向けに輸出される食品に関する輸入規制の変更について

韓国向けに輸出される食品につきましては、「海外向けに輸出される農林水産物及び食品等に関する証明書の発行について」(平成23年4月21日付23国際第83号)及び「韓国向けに輸出される食品等に関する証明書の発行について」(平成23年4月29日付23国際第130号)等により、輸入規制措置の内容をお知らせしておりますが、今般、韓国政府は、我が国の国内措置の変更を受けて、輸入規制措置を下記1のとおり変更しましたので、お知らせいたします。

また、韓国政府は、水産物の輸入規制措置を下記2のとおり変更しましたので、 併せてお知らせいたします。詳しくは「韓国向けに輸出される水産物に関する証明書の発行について」(平成23年5月2日付23水漁第329号)の一部改正(平成24年5月29日付24水漁第413号)をご確認ください。

なお、水産物については、水産庁において証明書を発行しております。

記

1.変更された点

- (1) 輸入停止措置の対象となる品目に「宮城県産のヒラメ」(5月30日)、「岩 手県産のせり」(5月31日)、「岩手県産のたけのこ」(6月1日)及び「茨 城県産のコモンカスベ」(6月4日)を追加。
- (2) 水産物について放射性物質検査報告書の提出を要求する対象地域に、北海道、青森、岩手、三重、愛媛、長崎、熊本を追加し、山形、新潟、長野、埼玉、静岡を除外(6月1日)。

2. 輸入停止措置の対象 (新旧対照表)

(変更後)

対象県	品目		
岩手県	こ類、こしあぶら、ぜんまい、わらび、 せり、たけのこ、 マダラ、		
	イワナ、ウグイ		
福島県	ほうれんそう、かきな等、梅、ゆず、栗、キウイフルーツ、米、原乳、		
	きのこ類、たけのこ、くさそてつ、わさび、たらのめ、こしあぶら、ぜ		
	んまい、わらび、コウナゴ、ヤマメ、ウグイ、アユ、イワナ、コイ、フ		
	ナ、飼料		
宮城県	きのこ類、たけのこ、くさそてつ、こしあぶら、ぜんまい、スズキ、ウ		
	グイ、ヤマメ、マダラ、ヒガンフグ、イワナ、 ヒラメ		
群馬県	ほうれんそう、かきな、茶、ヤマメ、飼料		
栃木県	ほうれんそう、かきな、きのこ類、たけのこ、くさそてつ、さんしょう、		
	こしあぶら、茶、たらのめ、ぜんまい、わらび、ウグイ、飼料		
茨城県	ほうれんそう、かきな等、きのこ類、たけのこ、こしあぶら、茶、原乳、		
	メバル、スズキ、ニベ、ヒラメ、アメリカナマズ、フナ、ウナギ、 コモ		
	<u>ンカスベ、</u> 飼料		
千葉県	ほうれんそう※、かきな等※、きのこ類、たけのこ、茶		
	※ほうれんそう、かきな等は旭市、香取市、多古町のみが対象。		
神奈川県	茶		

(変更前)

対象県	品 目		
岩手県	きのこ類、こしあぶら、ぜんまい、わらび、マダラ、イワナ、ウグイ		
福島県	ほうれんそう、かきな等、梅、ゆず、栗、キウイフルーツ、米、原乳、き		
	こ類、たけのこ、くさそてつ、わさび、たらのめ、こしあぶら、ぜんまい、		
	わらび、コウナゴ、ヤマメ、ウグイ、アユ、イワナ、コイ、フナ、飼料		
宮城県	きのこ類、たけのこ、くさそてつ、こしあぶら、ぜんまい、スズキ、ウグ		
	ヤマメ、マダラ、ヒガンフグ、イワナ		
群馬県	ほうれんそう、かきな、茶、ヤマメ、飼料		
栃木県	ほうれんそう、かきな、きのこ類、たけのこ、くさそてつ、さんしょう、こ		
	しあぶら、茶、たらのめ、ぜんまい、わらび、ウグイ、飼料		
茨城県	ほうれんそう、かきな等、きのこ類、たけのこ、こしあぶら、茶、原乳、メ		
	バル、スズキ、ニベ、ヒラメ、アメリカナマズ、フナ、ウナギ、飼料		
千葉県	ほうれんそう※、かきな等※、きのこ類、たけのこ、茶		
	※ほうれんそう、かきな等は旭市、香取市、多古町のみが対象。		
神奈川県	茶		

3. 韓国政府が要求する輸出証明書の概要(新旧対照表)

(変更後)

	対象	証明すべき内容
1	平成23年3月11日より前に生産・加工した全	生産・加工の時期
	ての食品	
	13 都県(福島、群馬、茨城、栃木、千葉、宮城、	韓国の放射性物質基準
2	山形、新潟、長野、埼玉、神奈川、東京及び静	に適合すること
	岡)で生産・加工した 水産物以外の 食品	
	15 都道県 (北海道、青森、岩手、 宮城、福島、	
3	茨城、栃木、群馬、千葉、東京、神奈川、 <u>三重、</u>	
	愛媛、長崎、熊本)で生産・加工した 水産物	
4	上記区分2を除く水産物以外の食品	生産・加工した道府県
<u> </u>		
<u>5</u>	上記区分3を除く水産物	

(変更前)

	対 象	証明すべき内容
1	平成23年3月11日より前に生産、加工された	生産、加工の時期
	全ての食品	
2	13 都県(福島、群馬、茨城、栃木、千葉、宮城、	韓国の放射性物質基準
	山形、新潟、長野、埼玉、 神奈川、東京及び <u>静</u>	に適合すること
	岡)で生産、加工された 全ての 食品 <u>(輸入停止</u>	
	措置の対象を除く。)	
3	13 都県以外で生産、加工した全ての食品	生産、加工をした道府
		県

(参考) 韓国の放射性物質基準

(Bq/kg, L)

核種	対象食品	基準値	
ョウ素 (131 I)	乳幼児食品	100	
	乳及び乳加工品	100	
	その他食品	300	
セシウム	牛乳	F O.	
$(^{134}C_S + ^{137}C_S)$	乳児用食品	50	
	飲料水	10	
	一般食品	100	